このページに関するお問い合わせは生活環境課まで

取り組んでみましょう！
「ごみを減らす方法」

● 本当に必要なものだけを買う

ごみになるものは「買わない、持ち込まない」ことが大切です。

● 買い物袋を持参する

毎日の買い物には買い物袋（マイバック）を持参しましょう。また、過剰な包装は断りましょう。

● 使えるものは最後まで使い切る

捨てる前に何かほかの用途に使えないかを自分なりに考え、工夫してみましょう。

● 不用品を有効活用しよう

不用となったもののうち、まだ使えるものは周りの人に譲ったり、フリーマーケット等を利用して有効活用しましょう。

● 使い捨て商品を見直す

便利で手軽な使い捨て商品ですが、使い終わればすぐごみになります。長く使えるものを買うようにしましょう。

また、リターナルビンや詰め替え商品をなるべく選びましょう。

犬の飼い主の方へ

■ マナーを守って飼いましょう

◆ 犬の放し飼い

犬の放し飼いは、人に危害を加えたり交通事故に遭ったりする危険が高くなります。どんなに普段おとなしくて優しい犬でも、パニックに陥ってしまえば何をしてもおかしくはありません。飼い主がしっかりと犬を制御できるよう、引き綱をつけて散歩させましょう。

◆ フンの始末

家の前や公共の場所を糞尿で汚されて迷惑している人からの苦情があります。周辺の環境を清潔に保つことは、飼い主の当然のマナーです。散歩のときはフン入れを持ち歩き、きちんと片付けましょう。

■ 畜犬登録と各種届出について

◆新しく犬を飼い始めた方（畜犬登録が必要です。別途登録料3,000円がかかります。）
◆住所や飼い主等が変わった（転居先の市町村での登録事項変更届が必要です。）
◆犬が死亡した（犬の死亡届が必要です。）
◆犬が行方不明になった（必ず町にご連絡ください。連絡のない場合は薬殺等の対象となる場合もあります。）

野外焼却は禁止されています

廃棄物の野外焼却、いわゆる「野焼き」は、一部の例外を除いて法律で禁止されております。
ドラム缶での焼却、穴を掘っての焼却も「野焼き」行為となりますので、行わないでください。

不法焼却の罰則
5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金